

平成 30年 10月 1日

各 位

群馬労働局登録第107号
一般社団法人 太田労働基準協会長
館林労働基準協会長
大泉労働基準協会長

フォークリフト運転技能講習実施について

労働安全衛生法により積載荷重1t以上のフォークリフトの運転業務には登録機関が行うフォークリフト運転技能講習を修了した者でなければ就くことはできません。
このため、下記により技能講習を開催しますので、この機会に漏れなく資格を取得されますようご案内いたします。

記

1. 開催日時

学 科	11月17日(土)	8:00 ~ 17:00
実 技	11月18日(日)、11月25日(日)	8:00 ~ 16:00
	12月 2日(日) 走行操作及び荷役操作	8:00 ~ 16:00
	12月 9日(日) 走行・荷役操作・実技試験	8:00 ~ 17:00

2. 会場

学 科	太田労働基準協会 2階講習室	太田市飯塚町 87-1
実 技	(株)SUBARU 大泉工場	大泉町いずみ町 1-1-1

3. 受講資格 大型自動車免許・普通自動車免許・大型特殊自動車免許(カタピラ限定)のいずれかを有すること。
4. 申込方法 申込様式により記入し、受講料を添えて申し込み下さい。

◎受講受付け後、講習日一週間前以降の取消しは受講料の返却は致しません。

5. 受講料 会 員 39,200円 内訳 講習料 39,200円 (内消費税 2,904円)
テキスト代 無料
非会員 40,820円 内訳 講習料 39,200円 (内消費税 2,904円)
テキスト代 1,620円 (内消費税 120円)
6. 定 員 100名 (早急に定員に達する恐れがありますので、受講される協会員は確実な人数を電話等で事前にご連絡下さい)
7. 申込締切日 定員になり次第締め切ります。
8. 申 込 先 (一社)太田労働基準協会 TEL.0276-46-5774 ・ fax.0276-46-1544
館林労働基準協会 TEL.0276-72-8890 ・ fax.0276-70-7622
大泉労働基準協会 TEL.0276-62-4334 ・ fax.0276-62-3619
9. 服 装 実技については、ヘルメット、安全靴、作業服を着用のこと
10. 注 意 遅刻は認められませんので、ご注意ください。 以 上

フォークリフト運転技能講習受講申込書

申請前6ヶ月以内に撮影したもので 上半身、正面脱帽、この欄に写真2枚 を裏返しにしてセロテープで仮止めし、氏名を 記入して下さい。サイズは24mm×30mmのも の上半身、カラー白黒いずれでも可

受講番号			実施管理者
太田	館林	大泉	承認欄

本人 TEL:

ふりがな 受講者氏名		生年 月日	昭和 平成	年	月	日生
	印					
現住所 〒	— 県	番地	性別	男・女		
受講資格 (いずれかに○)		大型特殊自動車免許	*資格確認欄*			
		大型自動車免許				
		普通自動車免許				
事業場所在地 名称 代表者 電話番号	印 () 事務担当者名()					

免許証

免許証の写し(コピー)を貼り付けて下さい。

注意: 氏名、住所等を変更した者で、受講申込時の記載事項と
運転免許証が異なる場合は、運転免許証の裏面の記載事項も
コピーし、申込書裏面へ貼付して下さい。

フォークリフト運転技能講習を受講したいので受講料を添えて申し込みます。

* 下記申込方法の該当項目の口内に、レ点を入れて提出して下さい。

会員、 県内の他協会(協会名:)、 非会員

一般社団法人 太田労働基準協会 会長殿
館林労働基準協会 会長殿
大泉労働基準協会 会長殿